

平成 1 7 年度  
第 9 回 鞍手町行財政改革推進委員会  
会 議 録

平成 1 7 年 1 1 月 1 6 日  
於：鞍手町議会議事堂

平成17年度 第9回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成17年11月16日(水)
- 2 開催時間 開会13時25分  
閉会16時10分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員  
 会長 福本博文  
 職務代理 宮崎實男  
 委員 川野高實 添田忠敏  
 許斐英幸 有松弘美  
 薦野君由 麻生秀生  
 藤井福吉 榊原 紘  
 武谷位千子 小島美智子  
 亀井 滋 五百路恵美子
- 5 欠席委員 白石修二
- 6 推進本部  
 鶴崎節男 本松吉憲  
 松澤守 長友浩一  
 熊井照明 松尾保則  
 古野正明 梶栗英正  
 津野繁哲 吉田正行  
 阿部 哲幸 藤井春光  
 原 繁幸 池口 生  
 田中正一
- 7 事務局 諸富義和 白石秀美  
 石田正樹
- 8 傍聴者 1名

平成 17 年度 第 9 回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成 17 年 11 月 16 日（水）  
午後 1 時 30 分から  
場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 会議録署名人の指名

4 議事

- ( 1 ) 第 4 次行財政改革集中改革プラン案（実施計画部分）について  
提案（資料 27）  
審議（資料 26、資料 27）

( 2 ) その他

5 次回開催予定

第 10 回会議 日時：平成 年 月 日（ ）  
時 分から

場所：

6 閉会

## 【議 事】

### 事務局

皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第9回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会いたします。本日の会議は、会議の開催通知と併せて送付いたしました次第に従って進行いたします。資料は、前回配布いたしました資料26と、それから今回、新たに配布いたしております資料27を使っていくこととなります。白石委員につきましては、都合により本日は欠席ということでご連絡をいただいております。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。それでは会長あいさつを福本会長お願いいたします。

### 福本会長

こんにちは。今日がですね、第9回の会議でございまして、残りの17項目が、今日、提案されると思います。そこでですね、12月がもうそこまで来ておりますので、今日はですね、17項目を提案されまして、その審議までしたいなと思っております。そして次回ですね、今までの、ずっと会議を重ねてきましたけれども、その意見をですね、次回の会議の時に集約をして、その次ぐらいに、大体、答申を固めていきたいなと、そういうふうに思っておりますので、絶大なるご理解のほどをよろしくお願い申しあげます。本日は本当にありがとうございます。

### 事務局

ありがとうございました。ここからは条例の規定によりまして、会長に議長として議事進行をお願いいたします。

### 福本会長

まず始めにですね、本日の会議録署名人のご指名をさせていただきます。本日の会議録署名人はですね、許斐委員さんと有松委員さんによろしくお願いいたします。早速、議事に入ります。第4次行財政改革集中改革プラン案につきまして、事務局及び専門部会の説明を求めます。はい、事務局お願いします。

### 事務局

資料27をお開きください。前々回13件、前回17件の説明をさせていただきました。残りの17件について資料27としてまとめております。1枚めくっていただきますと、項目一覧表を付けております。前回配布いたしました分と、別に変更はございませんが、具体的改革項目と資料番号欄で黒い網掛けになっている部分、これが前回、前々回に配布して説明をしたという部分で、後、網掛けの無い白い部分ですね、27の1から27の17というのが、今から提案をさせていただきます。それでは27の1から27の4までを、財政専門部会の松澤課長の方から説明をいたします。

福本会長

はい、どうぞ。お願いします。

松澤本部長

27の1から説明させていただきます。連番の27の1、担当専門部会、財政専門部会。担当部署は、総務課が担当ということです。大分類といたしまして「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳出」、小分類「人件費の見直し」、細分類「職員定数の見直し」、具体的改革項目「適正な組織体制・人事配置の合理化」、実施概要といたしましては、適正な組織体制を構築するため、業務量調査に基づく職員定員適正化計画を策定することとしているが、当面は、現行の普通会計職員163人を、平成20年4月1日までに145人に削減することを目標とし、課室局の統廃合やグループ制の導入などの人事配置の合理化を図り、平成19年度末までの退職に伴う補充（採用）を抑制することで人件費を削減する。また、職員の削減数が目標に達しない場合に備え、退職勧奨制度について検討を行うこととする。なお、職員適正化計画策定後には、業務量に基づく適正定員などを反映するため、内容を見直すこととする。初年度の人件費といたしまして、初年度の人件費×不補充人数（定年+早期）×実施期間=不補充による効果額ということを出しております。平成18年度から21年度まで。平成18年度に4人辞められるということしております。それで5600万円。平成19年度に6人辞めるということで、3年間分として6300万円。平成20年度に8人辞めるということで、5600万円。合計の18人辞められるということ、1億7500万円としております。印のところですが、課室局の統廃合に伴い、平成18年10月からグループ制を導入し、平成20年4月から完全実施する。平成21、22年度は、平成20年度と同組織とする。ということしております。20年度からは、人員は、定数は変わらないということ、20年度までに定数を扱うということにしております。それから、実施期間といたしましては、平成18年度から。開始年月は、平成18年4月から。到達年月は、平成22年3月まで。公表時期は実施期間終了後ということです。指標は、実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。財政効果といたしましては、1億7500万円ということです。次に連番の27の2です。担当専門部会、財政専門部会。担当部署は、総務課。大分類が「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳出」、小分類「人件費の見直し」、細分類「特別職等の給与・報酬等の見直し」、具体的改革項目「特別職等の給与・報酬等の見直し」、実施概要といたしましては、特別職の給与や報酬は、町長が条例を改定する場合、議会に提出しようとするときにあらかじめ、特別職報酬等審議会に諮問をし、その答申に基づいて改定されているものであるが、この審議会を2年に1回の定期的な開催とし、その時々的人事院勧告や近隣の市町村及び県内の動向を見極めながら改定の必要の有無などを検証する。現在、特別職報酬等審議会で審議が行われていることから、その答申結果によることとする。なお、収入役事務については、助役がその職を兼掌し、収入役を置かないこととするため、それに伴う実施期間の削減目標を4200万円ということ、一応、目標をあげております。実施期間といたしましては、これは今、報酬審議

会が開催されているということで、現在から実施ということで、21年度まで。開始年月は、平成17年10月。到達年月は、平成22年3月。公表時期は実施期間終了後。指標といたしましては、実施期間終了後の、収入役事務の兼掌による削減目標額及び特別職報酬等審議会の答申による改定実績により、効果額を算出し評価する。財政効果は、現在のところでは4200万円としております。一応、近隣の市町村の分の資料を付けております。これは、報酬等審議会にも同じ資料が出ているということです。それから、連番の27の3。担当専門部会、財政専門部会。担当部署、企画財政課、建設課。大分類が「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳出」、小分類「公共事業等の見直し」、細分類「公共事業の見直し」、具体的改革項目「公共事業（町単独土木事業費）の抑制」、実施概要、町単独土木事業における新規事業の実施を見送り、事業費の削減を図るものとする。ただし、災害分及び緊急を要する事業に限り実施する。また、継続分については実施を原則とするが、実施時期については先送りのも考慮するものとする。なお、受益者に工事費の一部を負担させることについては、他町の状況を調査し、導入について検討する。財政シュミレーションによる平成18年度から平成21年度までの、4年間の町単独土木事業費9億2218万4千円から、実施予定事業費3億1124万円を差し引きし、6億1094万4千円を削減目標とする。ということで平成18年度から平成21年度までをあげております。それによる削減目標額が6億1094万4千円です。検討及び実施期間といたしましては、平成18年度から実施ということで、開始年月は、平成18年4月。到達年月は、平成22年3月。公表時期は実施期間終了後。指標は、実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。財政的效果は、6億1094万4千円ということです。それから、連番27の4です。担当専門部会、財政専門部会。担当部署、企画財政課、総務課、建設課、産業課、まちづくり対策課、福祉課、学校教育課。大分類が「行政経営の視点による危機を克服できる安定した財政基盤の確立」、中分類「歳出」、小分類「経常経費、投資的経費の見直し」、細分類「投資的経費の削減」、具体的改革項目「投資的経費の削減」、実施概要、平成18年度から平成21年度までの、4年間の財政シュミレーションによる投資的経費のうち、町単独事業が主な土木費を除く3億4999万円から、実施予定事業費2億4852万円を差引いた1億147万円を削減目標とする。ということで、削減の合計額が平成18年度から平成21年度までで、1億147万円ということです。実施期間は、平成18年度から。開始年月は、平成18年4月。到達年月は、平成22年3月。公表時期は実施期間終了後。指標は、実施期間終了後の、削減目標額への到達率により、評価する。財政的效果は、1億147万円ということです。次のページには、資料として総括表を付けております。労働費の中には、特定地域開発就労事業費等が入っております。消防費につきましては、防火水槽設置費等が入っております。小学校費は、小学校の屋上防水工事等が含まれております。それが主なものです。以上です。

#### 事務局

続きまして、27の5から27の9までを、行政運営専門部会の本松課長から説明をいたします。

本松本部員

連番 27 の 5。担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、全庁。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「行政運営」、小分類「行政評価の定着」、細分類「行政評価の導入」、具体的改革項目「行政評価の導入」、実施概要、行政運営において、限られた財源で効率的・効果的に、且つ質の高い行政サービスの実現を目指し、「どれだけの効果があったか」などをチェックするために、行政評価の導入を図る。行政評価は、事務事業の目的に応じた評価手法があり、行財政改革の具体的改革項目の指標を設定して達成度を評価するのほひとつの手法であり、施策効果の事後チェックや事務事業の投入コストと有効性、進捗状況・成果・効率などを調査・分析・評価し、この評価結果を基に、次の計画、企画等に、また事業の縮減、廃止等に反映させるなど、行政の現状を認識し行政課題を見出す手段となる。さらには、職員の意識改革や組織改革にもつなげるという活動に他ならない。そこで、行政評価の導入にあたっては、施策・事務事業等の導入する範囲、その場合の手法などを検討するとともに、地方公共団体のチェック機能を果たすものとして、予算、その執行状況、決算といった段階における、審議、監査機関としての議会、監査委員それぞれの位置付けについても整合性を図る必要がある。よって、行政評価の導入の是非を含め、平成 18 年度を検討期間として定め、先進地事例調査、研究及び資料の収集、導入計画（案）などの検討を行う。また、行財政改革に係る具体的改革項目の評価を、職員の試行・実践として捉え、職員が評価の目的を理解・認識するためのステップとする。ということにいたしております。行政評価には、いろいろな手法がありますが、現在、概要でも申しましたように、議会により審議された評価、それから監査による審査、評価というものが実施されております。このことを踏まえた上で、新たな評価方法の導入について検討する必要がありますので、平成 18 年度を検討期間といたしております。開始年月、平成 18 年 4 月。到達年月、平成 19 年 3 月。公表時期、平成 18 年度終了後といたしております。指標といたしまして、平成 18 年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容といたしまして、1．導入の是非について。2．導入する場合の手法について。3．導入する場合の時期や範囲について。といたしております。資料といたしまして、別紙に今回、個票として提出しております、給与支払事務の一元化、これを例にして、一応、作成をしております。こういった事業内容、あるいは分野、業務内容、こういったもので、こういった様式はそれぞれ変わってくるものというふうに考えております。しかしながら、それをいろいろと繁雑しますと、逆に事務量が増えてしまう。こういったことも、十分、検討していく必要があるというふうに思っております。様式には、1 番大きく、評価の目的、視点、こういったものを、今後、明確にしていく必要があるんじゃないかというふうに考えております。次に連番 27 の 6。担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、全庁。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「行政運営」、小分類「行政サービスの向上」、細分類「住民ニーズの把握」、具体的改革項目「住民ニーズの把握」、実施概要、行財政改革において、少子・高齢化が進む現代社会で、複雑・多様化する行政需要に対応するた

め、サービスを低下させることなく、従来にも増して質の高い行政サービスを提供する必要がある。そのためには、「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の確保・遂行を図りながら、住民ニーズの把握に努め、行政サービスの質・量の改善を推進することにより、サービスをより効率的・効果的に提供し、また、職員一人ひとりが従来の価値観・発想から脱却し、住民の視点に立ち、事務事業の改善などに取り組む必要がある。以上のことを踏まえ、行政情報の積極的な公表・公開により、行政運営の透明性の確保・遂行、住民参画の推進により、住民志向による行政サービスを提供できるよう、また、現在実施している「町長へのはがき」、ホームページの「行政相談コーナー」の制度を今後も活用しながら住民ニーズの把握に努めることとする。よって、住民ニーズの把握は、行政運営に係る具体的方策の実施項目となる行政情報の公表公開、透明性の確保、説明責任の確保・遂行、住民参画推進、事務事業の改善などと連動することから、平成18年度に検討を行うこととする。といたしております。現状としましては、住民の要望、提案、苦情、あるいは事業遂行にあたりましては、事業を実施するとき、関係地区での説明会を行ったり、公聴会の開催などを実施しております。また、町政全般に関しましては、各区長を通じて相談を受けたり、一般土木調査を行うなど、こういった取り組みを行っております。町長へのはがき、行政相談コーナーの活用などの手法で、住民ニーズの把握に努めてきたところであり、現在の手法を継続しながら、今後、ハード事業などの課題に対して、どういう形で行っていくべきかなどを検討したいと、そういうことで検討期間を平成18年度といたしております。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成19年3月。公表時期、平成18年度終了後といたしております。指標といたしましては、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1.住民ニーズの把握に関する、取り組み状況について。ということで検証したいと考えております。次に連番27の7。担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、全庁。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「協働」、小分類「情報の公開と共有」、細分類「行政情報の公表公開」、具体的改革項目「行政情報の公表公開」、実施概要、公共サービスを提供している地方自治体にとって、住民はサービスの受益者であり、その受益者である住民の満足度向上には「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」の要件を満たすことが重要であり、行政情報の共有による行政運営の透明性の確保を図り、相互信頼の醸成を図っていく必要がある。よって、行政情報の公表公開の検討を、個人情報保護に留意するなど慎重に対応していく必要があるため、平成18年度に検討を行うこととする。といたしております。現在、行政情報は広報、ホームページで、また、議会関係につきましては議会だよりで、事業遂行にあたりましては、地元説明会などで情報発信をしておりますが、行財政改革の具体的改革項目の検証結果などを公表公開していくことが、職員の試行、実践として捉えております。職員が公表公開の目的を理解、認識するためのステップとして、今後の方向性、方針等を検討していくこととしております。このことから、平成18年度を検討期間といたしております。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成19年3月。公表時期、平成18年度終了後といたしております。指標といたしましては、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1.取組方針につい

て。２．公表公開の手法について。３．公表公開する分野・範囲・時期について。ということにいたしております。次に連番２７の８。担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、全庁。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「協働」、小分類「住民参画の推進」、細分類「住民参画の推進」、具体的改革項目「住民参画の推進」、実施概要、住民参画を推進するうえで、住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことが必要となる。現在、施策、事務事業を進める中で、フォーラム方式、公聴会、地元への事業説明会などを行ってきたところであるが、さらに、住民意見の反映を図る機会の創出が必要である。そこで、まちづくりにおけるハード・ソフト事業の遂行にあたり、それぞれの事業の特性による住民参画可能な施策、事業などの分野、構想、計画、実施などの段階における住民参画のあり方について総体的に検討する必要がある。よって、平成１８年度を検討期間として定め、アンケート方式、ヒアリング方式、シンポジウム方式、ワークショップ方式などの手法を活用するための、基本方向・方針について検討を行うこととする。といたしております。効率的、効果的な行政運営を進めていく過程において、住民意見、住民ニーズを反映していくために、住民参画が大事な要件となりますが、その手法といたしまして、今まで行ってきました説明会などを継続しながら、附属機関の見直しなど、住民参画の機会の拡充を図っていくことも、１つの手法であると思います。また目的などによって、手法を選択していく必要があると考えていますので、その辺を含めまして、目的に応じた方針、方向性などを平成１８年度に検討していくことといたしております。開始年月、平成１８年４月。到達年月、平成１９年３月。公表時期、平成１８年度終了後。指標といたしまして、平成１８年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、１．基本方向、方針について。２．住民参画の手法について。３．住民参画の範囲・段階・時期について。ということで検証したいと思っております。次に連番２７の９。担当専門部会、行政運営専門部会。担当部署、全庁。大分類「透明性の高い効率的・効果的な行政運営と協働による住民自治の推進」、中分類「協働」、小分類「住民と行政との協働」、細分類「住民団体の育成・支援」、具体的改革項目「住民団体の育成・支援」、実施概要、「住民と行政の協働」を住民等と行政が、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動することと定義し、例として、地震、水害など大規模な災害が起きた際に、行政、住民、ボランティア、企業等が、協働で防災活動を行う危機管理システムの組織化など多様な手法があり、鞍手町としての協働のあり方、方向性を確立していく必要がある。そこで、協働を進める過程において、住民団体、ボランティア、企業、ＮＰＯ法人等の育成・支援など、協働による取り組みを始める前に、予めしておくべき課題等の整理が必要であり、その準備段階として、行政内部の体制整備、職員の人材育成、協働の可否判断、現状の組織体制のあり方、適切な手法の導入などの課題整理のため、行政において協働に係る調査・研究を行う必要がある。また、協働による事業を適切・効果的に推進するため、行政情報の公表公開、政策立案過程等における住民参画の推進を図りながら、協働に対する住民等との意思疎通や共通理解を促すために、行政が積極的に情報発信を行い、職員の意識改革、協働推進の土壌形成・情報の共有化等の方向性

を示し、「住民と行政との協働」の適切な導入・実施を段階的に促進していくこととする。よって、「住民と行政との協働」の手法・実施時期等の検討期間を平成18年度として定め、検討終了後に、その結果を公表するとともに、実施に関する個票を追加するものとする。といたしております。住民と行政との協働を進めるにつきましては、先ほど実施概要で申しましたように、課題の整理が必要となります。その準備段階として、行政がまず体制をつくっていくと。そして、住民の方に情報発信し、行政のことを分かっていたら。こういったことが、まず先駆けてやるべきだろうというふうに考えております。そういったことから、検討期間を平成18年度といたしております。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成19年3月。公表時期、平成18年度終了後としております。指標といたしまして、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1.手法等の方針について。2.実施時期について。ということにいたしております。以上で行政運営を終わります。

#### 事務局

続きまして、27の10から27の14までを、組織機構専門部会の古野課長から説明いたします。

#### 古野本部長

連番27の10。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「柔軟な組織の編成」、細分類「住民の窓口サービス向上の推進」、具体的改革項目「住民にわかりやすい案内図やサインの設置」、実施概要、第3次改革の検証において、窓口サービス向上（総合窓口の設置）については、今後の課題としていたため、内容を見直し、第4次改革プランに引き継いで実施する。窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。そのため、当面は、課室局の配置図、手続き案内図やサインのあり方を見直し設置するとともに、職員による丁寧な案内にも努めるものとする。案内図やサインの設置にあたっては、平成17年度中に来庁者に対して聞き取り調査を行い、現状の案内図やサイン等に関する意見を取りまとめ参考にし、さらに、設置後の状況に応じて改善を重ねるものとする。また、各課室局の配置図と業務内容については、広報やホームページに掲載し、住民のサービス向上を図る。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果を評価する。といたしております。連番27の11。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、住民課、保険課、税務課、福祉課、水道課、建設課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「柔軟な組織の編成」、細分類「住民の窓口サービス向上の推進」、具体的改革項目「申請手続きの改善」、実施概要、窓口のサービス向上については、総合窓口やワンストップサービス等の手法があるが、電算システムの能力アップに併せ導入

が可能かどうか、また、その費用対効果や先進自治体の導入実績の分析など、今後も研究を続けていく必要がある。そのため、当面は、申請手続きの簡素化など住民の利便性を図るため、平成17年度中に様式の検討を行い、平成18年度から窓口申請書の一元化を実施する。なお、一元化できない申請様式については、可能なものはホームページに掲載し、手軽に入手できるように改善する。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、聞き取り調査により取りまとめられた意見を比較し、その効果を評価する。次ページに資料といたしまして、印鑑証明等に関わります交付申請、再交付申請、改印・廃棄申請については、1枚の用紙で済むように、住民票、それから戸籍につきましても一元化して1枚の用紙で、それから転入転出に関わります分、1葉目、2葉目、3葉目、4葉目と書いております、その分につきましては、4枚複写で1回で済むような形で思慮したいと考えて、資料を添付させていただいております。連番27の12。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「柔軟な組織の編成」、細分類「組織・機構の改革」、具体的改革項目「課室局の統廃合」、実施概要、課室局の統廃合について、今後多様化する住民ニーズや行政課題に迅速且つ効率的に対応できる組織とするため、今後の定年退職者及び早期退職等を含めた職員定数適正化計画及び施設の統廃合との整合性を図りながら、適正な人員配置を図る。現在の町長部局12課を、平成18年4月から、課の統廃合及び新設、またグループ制の導入などの手法を取り入れ、平成20年4月には8課に再編する。また、第3次行政改革大綱において計画し未実施となっていた、「産業課長を農業委員会事務局長兼務」とする課の再編を、平成18年度に実施する。開始年月、平成18年4月。到達年月、平成20年4月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、町長部局12課から8課へという削減目標への到達率により、評価する。財政的効果は、27の1にあげておりますので、この分については0とさせていただいております。資料におきましては、次の資料で、平成17年4月1日現在の部局の数、それから平成20年4月1日現在の町長事務部局8課室12班、教育委員会1局2班等をあげて、その間に随時行っていくという形で考えて資料を添付しております。それとA3版につきましては、左手に現在の組織機構図、それから平成20年4月1日に、こういう形に行いたいという組織機構専門部会の案、それから現在の係を班という形で、述べておりましたとおりグループ制という形をとりまして、係を班にするということで資料を提出させていただいております。連番27の13。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「柔軟な組織の編成」、細分類「組織の運営方法の見直し」、具体的改革項目「グループ制の導入」、実施概要、従来の縦割りではなく、横断的に従事できるようにすることで人員の削減につながり、また、組織のフラット化により意思決定が係制に比べ迅速であるということから、近年グループ制を検討している団体がある。本町においても、その効果や実行性について平成17年10月から検討を行い、平成18年10月から導入することとする。開始年月、平成18年10月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標と

いたしまして、実施期間終了後、グループ制の導入効果に照らし、職員から意見聴取を行い、その効果を評価する。また、グループ制導入による人員削減について、その実施状況により、評価する。と掲げております。次ページにグループ制の手引きということで、これは岐阜県が多治見市が既にグループ制を導入いたしております。その資料が、このグループ制とはいかなるものかという形で分かりやすいと思ひまして、添付させていただいております。多治見市の導入の背景、あるいはグループ制のメリット等が掲げてある資料でございます。連番27の14。担当専門部会、組織機構専門部会。担当部署、総務課。大分類「地方分権時代に柔軟に対応できる組織編成と人材育成の推進」、中分類「組織機構」、小分類「職員配置の適正化」、細分類「定員管理の適正化」、具体的改革項目「業務量に応じた適正配分」、実施概要、類似団体職員定数の状況、総務省定員モデル、並びに任期付採用職員や任期付短時間勤務職員の採用に関する法律の一部改正による採用条件の拡大等の制度を取り入れ、職員定員適正化計画を策定し、課室局の統廃合及びグループ制導入による職員定数の適正化を図る。なお、各施設の管理運営方法が、指定管理者制度への移行となった場合には、人員の配置、削減等を含めて、職員定員適正化計画に織り込むこととする。また、定員の見直しに当たっては、ボランティア等の民間活力、事務の委託、退職職員の再任用制度などを、可能な限り活用する。具体的には、業務量に応じた適正配分を図るため、現状の業務量を調査検証し、その結果をもとに平成18年3月までに職員定員適正化計画を策定する。具体的方策として、各課からの意見聴取、計画原案の作成、調整、定員適正化計画の策定。開始年月、平成17年10月。到達年月、平成22年3月。公表時期、実施期間終了後。指標といたしまして、実施期間終了後、職員定員適正化計画に基づいた、課室局の統廃合及びグループ制導入による職員定数の適正化の状況より、評価する。現在、組織機構専門部会としては、掲げておりますように、業務量の調査を既に取りかかっているところであります。以上でございます。

#### 事務局

続きまして、27の15から27の17までを、施設専門部会の津野課長の方から説明いたします。

#### 津野本部員

それでは施設専門部会の個票についてご説明申し上げます。連番27の15。担当専門部会、施設専門部会。担当部署、福祉課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進」、中分類「運営」、小分類「民間委託等の推進」、細分類「民間活用」、具体的改革項目「剣第二、西川第二保育所の民営化の検討」、実施概要といたしまして、この項目は、第3次改革の検証において、「今後の課題」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする児童福祉施設であり、平成17年10月現在の、剣第一、剣第二、西川第一、西川第二、古月保育所の5園の在籍児童数は、344人である。学校を除く他の施設と同様に、保育所についても指定管理者制度の導入が可能なことから、「直営」「指定管理者制度」「民営化」などの方式を選択する必要があり、

今後の少子化を考慮したときに、剣第一、西川第一、古月保育所の3園の認可定数で十分対応できることから、3園を直営し、剣第二、西川第二の2園は廃園という形が望ましいと考えられる。しかし、2園を廃園とした場合、在籍児童、保護者の利便性の低下が考えられることから、2園を民営化して存続させる方向で検討を行うこととする。また、学校施設の学校用務員委託の廃止を検討することとしているため、現在の古月保育所の管理人についても、併せて廃止を検討することとする。検討期間の開始年月が平成18年4月。到達年月が平成19年3月。公表時期が平成18年度終了後。といたしております。指標としまして、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 2保育所の民営化の是非。2. 民営化を是とする場合は、その効果について。3. 民営化を非とする場合は、その後の管理運営方法について。財政的効果といたしましては、マイナス2660万5千円と現時点ではなっております。しかし、今後の定年退職等を加味して積算し、推定いたしますと、平成20年度には240万円の財政効果、それから平成21年度には1080万円、平成22年度には2380万円、これは人件費だけを捉えた場合には、以上のような財政的効果が見込まれます。次に、保育所の現在の認可定数、それから児童数、職員数等の資料を添付いたしております。連番27の16。担当専門部会、施設専門部会。担当部署、学校教育課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進」、中分類「運営」、小分類「統合、廃止及び用途の見直し」、細分類「施設の統合」、具体的改革項目「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」、実施概要、この項目は、第3次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。現在の小学校6校の内、児童数が100人以下の小規模校は、室木小学校と西川小学校の2校であり、平成17年5月1日現在における、0歳児～就学前の児童による学校別児童数を推計すると、室木小学校では平成20年度に2、3年生が複式学級の対象となり、しばらく続いていくものと考えられる。複式学級としての教育効果や、小規模校としての運営を考慮したときに、統合についての検討が必要な時期にきていると判断される。よって、平成19年度に地域住民・PTA等の構成による検討委員会を設置し、統合の是非などについての検討を行うこととする。複式学級の学級編制基準としましては、まず1番目に、2個学年による複式学級、例えば、2年、3年といった2個学年の複式学級で16人以下になったときには、複式学級になると。それから1年生を含む複式学級、これは例えば、1年、2年の場合には8人以下が対象ですと。それから1年、3年と、当然、考えられるわけですが、そういったときにも、1年生を含む場合には、8人以下が複式学級の基準というふうに、現在は定められております。検討期間の開始年月が平成19年4月。到達年月が平成20年3月。公表時期、平成19年度終了後。指標としまして、平成19年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1. 統合の是非について。2. 統合を是とする場合は、実施時期等について。3. 統合を非とする場合は、複式学級での運営方法等について。財政的効果については、今のところ掲げておりません。次に資料といたしまして、児童生徒数の推計表を添付いたしております。ここで室木小学校の欄を見てみますと、平成20年度には、2年、3年、黒で網掛けした部分が複式学級の対象になるのではなかろうか

というふうに考えております。次に連番27の17。担当専門部会、施設専門部会。担当部署、学校教育課。大分類「民間委託等を活用した公共施設の効率的・効果的な管理・運営の推進」、中分類「運営」、小分類「統合、廃止及び用途の見直し」、細分類「施設の存続・統合・廃止」、具体的改革項目「鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討」、実施概要、この項目は、第3次改革の検証において、「今後必要な取り組み」としていたため、第4次改革プランに引き継いで実施する。鞍手分校は現在97名が在籍しており、地区別にすると直鞍地区46人で全体の47%、その内、鞍手町からは26人で全体の27%となっている。その他は、中間市、遠賀郡、北九州市から生徒が通学している。職員構成は県教職員15名、町雇用の非常勤講師5名、嘱託養護教諭1名、学校事務補佐職員2名で、鞍手町立であるため、施設全般の維持管理費約3000万円は町負担となっている。また、現在の授業料収入は約360万円である。現在、県による公立高校の再編が行われていることから、今後の鞍手分校をどのように取り扱っていくか、検討を開始する必要がある。よって、PTA等の構成による検討委員会を平成18年度に設置し、施設の存続、統合、廃校などの検討を行い、併せて県教育委員会等の関係機関との調整も行うこととする。検討期間の開始年月が平成18年4月。到達年月が19年3月。公表時期、平成18年度終了後。指標としまして、平成18年度終了後に、検討結果として次の事項を公表する。検討後の公表内容、1.鞍手分校の今後の取り扱いについて。財政的効果については、今のところ掲げておりません。次に資料といたしまして、市町村別の通学生徒数の推移等を掲げて添付いたしております。以上で施設専門部会の説明を終わらせていただきます。

事務局

以上で、資料27の全17件についての説明を終わります。

福本会長

今ですね、資料の27の1から17まで提案されまして説明がございました。今から審議に入りますが、前回の事項が残っております。それで、前回の資料の26番。よろしいでしょうか。資料の26をちょっと開いてください。26の11から26の14まで、同じ部会でございますので、26の11から26の14までを審議をしたいと思っております。よろしいでしょうか。もう1度言いますけども、26の11から26の14まで一括して、同じ部会でございますので、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞお願いいたします。違いますね、11から13まででございますね。よろしいですか。すいません。26の11から13までよろしくお願いいたします。ございませんか。それでは続きまして、26の14につきましてご質問のある方、どうぞ。

五百路委員

あの、すみません。26の13、よろしいでしょうか。

福本会長

26の13でしょうか。はい、どうぞ。

五百路委員

お尋ねいたします。昇格資格試験の制度の、これは目的だけしか書いてないのですが、これは能力主義の観点からいわゆるしてるんでしょうか。例えば、住民サービスの向上につながるとか、それとか職員のやる気を起こさせるとか、3つあげておりますが、これは例えば、合格後の登用ですね、登用する場合は、たとえば年数とか諸々あると思いますが、どのようなことでしょうか。

福本会長

はい、古野課長。

古野本部員

ここに掲げておりますように、人材育成基本方針の中で位置付けて実施するという形で、既に10月14日に開催されました、第4回の委員会の中で、人材育成基本方針とはということで、ご提案させていただいております。それにつきまして、その中に詳しく、この部分については、資格の部分、あるいは年数ですね、こういった形が受けられるのか、こういった形で行うのか、あるいは実施時期等について、この中で掲げていくようにしておりますが、現在のところは、詳しくはまだ決めておりません。この中で、人材育成基本方針の中で、しっかりとその内容について謳っていく計画にいたしております。

福本会長

よろしいですか。では26の14に行きますが、ございませんか。はい、どうぞ。榊原委員さん。

榊原委員

すいません。ここに行政職員（OBを含む）の就任の制限ということが謳われておるわけですが、この趣旨は、どういう趣旨でございましょうか。

福本会長

はい、本松課長。

本松本部員

これは行政職員、いわゆる必要に応じて行政職員、当然、その委員会に必要な場合もありますし、いわゆる重複就任、そういったものを抑制していきたいというようなこともあります。そういった関係で、それともう1つ大きな目的は、いわゆる行政、あるいはOBによって、当然、委員というのがありますけど、より多く住民参画を進めたいということから、この部分の制限を設けたいと、制約していきたいと、そういった趣旨でございます。

福本会長  
はい、どうぞ。

榊原委員

趣旨はよく分かるわけですが、全てこれを就任を制限するという意味じゃなくて、ある意味で、こういう団体については、これを制限すると、そういうような意味で解釈してよろしいでしょうか。

福本会長  
はい、どうぞ。

本松本部員

当然、その委員会の目的、設置目的ですね。そういったものによって、当然、影響してくると思います。そういったものを踏まえて、今後、検討すべきだと思っております。ただ現時点で、私どもが全ての委員会の内容等を把握できておりませんので、それを踏まえた上で、こういったものを検討していきたいというふうに考えております。そういったことをご理解いただきたいと思います。

福本会長  
よろしいですか。はい、添田委員さん。

添田委員

ちょっと余計なことを申しあげますけどね、これは見直しなんですよ。見直しした結果をどうするかっていうところを、もうちょっと明らかにしとかなないと、こういう改革っていうのは中途半端になっちゃう。だからそこら辺のところを、前々から私言ってるんですけどね、気持ちとしてはわからんでもないけれども、やはり出たところあれば結果をどうするかっていう、そこまでの流れの中での、ストーリーをつくっておいていただきたいと思います。見直しをして、後、どうするかわかんないじゃ、尻切れとんぼになっちゃうし、やんなきゃやらないでいいってことになっちゃうし。極端に言えば。テーマだけ上がったけど、後は知りませんってことになりかねないですからね。1つよろしくお願いします。

福本会長

はい、次に行きます。26の15から26の17までよろしく願います。ございませんか。26の15から17まで。ございませんか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

この指定管理者制度の導入という26の16でございますが、この中で、いわゆる管理費用として5353万6千円ということで出ております。そして、収入が210

0万と、その差額が結局、経費として財政効果が出てくるんじゃないかという、マイナスで出てくるわけですね。それをですね、いわゆるその指定管理者制度を導入することによって、1年に260万位の効果が出てくるであろうということですが、この5%削減という根拠がですね、よくわからんのですけども、5300万のやつをですね、自分たちの、今の努力の中で、もうこういう節減は不可能だと、こういう判断の上に立ってのご提案でしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

それではお答えいたします。管理費が今、5353万6千円かかっているわけですが、現在のいろんな経費節減、今の状態の中で経費節減をしたら5%ぐらいでないのかというようなことのございますが、確かにですね、今もう精一杯努力してですね、これだけかかっています。従ってですね、この経費が果たして指定管理者を導入したときに、この経費で収まるかどうかというのは、まだ今、確定はできません。しかし、そういうのを目標にしてですね、5%を目標にして指定管理者の導入が、もし可能ならですね、導入をしていきたい。可能でなければ直営でいかなければいけませんので、今の、現在の福祉センターの、いわゆる管理運営の方法はですね、9月までには直営か、来年の9月までにはですね、直営か指定管理者にしないと管理運営ができませんので、現在やっているのは、ここにも書いておりますように、社会福祉協議会が管理運営をやっているというような状態の中でですね、今のまま総合福祉センターを管理するわけにはまいりませんので、どちらかに、直営かですね指定管理者にしなければいけない。しかし、指定管理者にする、せっかくもって行くのなら、やはり経費の削減を目標として、導入を図らなければならないというようなことからですね、一応、指定管理者の導入をするということで、専門部会では結論を出しております。

福本会長

はい、どうぞ。

諸富室長

この指定管理者制度を導入して、どのような経費が安くなっていくのかというのは、前回、私が説明させていただいたと思います。と言いますのは、指定管理者制度にしますと、多く受けていただく方を公募しなければいけないというものがございします。そうすると当然、入札制度という形になってくると思います。入札制度になりますと、まず予算があります。当然、入札になりますので予定価格というのを設定するわけです。予算より低く設定いたしますので、その辺りで5%ぐらいは、どの指定管理者制度を行いましても、それぐらいの効果は出てくるんじゃないかという形で、そういう見積もりをさせていただいたというのを、確か前回、お話をさせていただいた

と思います。ただ、今、津野課長が申しましたように、今までこの総合福祉センターにおきましても、中央公民館におきましても、ずっと管理を行ってきました。そして経営につきましても、また予算につきましても、非常に努力をしてきた経緯がございます。経費につきましても、これ以上落とせるのかといいますと、非常に難しいものがございます。ただ努力をしてきたものはございます。今年も具体的に言いますと、一部委託をしておりますので、その委託料におきましても、かなり、業者との協議の中で押さえさせていただいたものがございます。その努力をしてきた中で、この指定管理者制度を導入することによって、今の大きなもので整理をしていきたいという形で、5%というのを出させていただいております。以上です。

福本会長

はい。では次に行きます。よろしいですか。資料の27に行きます。27の1から27の4までですね。今日提案されました27の1から27の4までです。何かございますか。はい、どうぞ。榊原委員さん。

榊原委員

この中から見ますと、いわゆる18年、19年、20年の間は・・・

福本会長

何番ですか。

榊原委員

27の1です。

福本会長

27の1ですね。はい。

榊原委員

新人の補充をしないということで書いてあるわけですが、いわゆる新人補充をせずにいった場合の、いわゆる経年後の影響というものはございませんでしょうか。いわゆる年数が経った後です。例えば、5年後、10年後の、採用を中止して段階の世代が出てくるということで、これは年が経ったときにはどうなるのかなという1つの心配がございますが。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

確かに、手厳しい部分で今のご質問でございます。私どもも財政的なものを改善するか、また、そういう形で、そういう断層を設けないように財政運営をしていくかと

というのは、非常に財政専門部会の方でも検討いたしました。最終的には3年間でございますので、その辺りのカバーリングというのは、過去、私どもの職員の構成からみましても、こういう部分で断層がある部分がございます。今までこういうものにつきましては、当然、カバーリングをしてきておりますので、財政専門部会、組織専門部会の中でも、何とか整理ができるのではないかとということで、ご提案申しあげております。以上です。

福本会長

はい、どうぞ。

榊原委員

もう1つ、これいわゆる163人を145人に削減することを目標とするということで書いてございます。定員適正化計画を策定後には、適正人員などを反映させる見直しをするということが書いてあるわけですが、現時点では145名が適正だという判断ではないわけですね。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

現在ですね、組織機構専門部会の方で、業務量調査を現在やっているところでございます。それが出揃ったところで、職員適正化計画というものを策定すると。それによって適正な人員配置が決まる。それまでの当面の目標ということで、145名。12課を8課にという目標で適正化計画を立てるとということで、その適正化計画が出れば、その時点で、また正確な数値が掴めるということになるかと思えます。

福本会長

よろしいですね。はい、どうぞ。

榊原委員

いわゆる145というのは、適正化を前提としたものじゃないよと、いわゆる退職者を想定しての考え方ですよ、ということでございますね。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

定員の部分で、今163人。将来を、20年4月1日までに145人にしますよという部分で、基本的に今の職員は163人いるわけですが、決して私は職員の数が多いいと思っておりません。やはりそれに応じた業務を行っているという形は自負いたして

おります。ただ145といたしますのは、国では10年で20%、それと5年では10%程度を、全体的に国は職員定数を減らすというものがございませう。その辺りを見定めながら、鞍手町もその程度、これを見ますと11%程度になるんですが、その辺りを見定めて目標を定めると、そして、その目標の145がどうなのかというのは、今、組織専門部会の中で、業務量調査をいたしております。その結果は17年度末までに、その結果を取り急いで出す予定にいたしておりますので、基本的には145を目標にして、国、県等のものを目標にして、がんばっていくという数字でございませう。以上です。

福本会長

はい、宮崎委員。

宮崎委員

私もこれを調べましてね、例えば、この組織表がありますよね。課室局の統廃合のところですか。これを見ましたときに、例えば、総務人権課に、人権推進課が入る、会計が入るといような形が表になっておりますよね。というのは、さっきから榊原委員も言われますが、人員を削減したときに、この総務課では6つの係というのができますかね・・・

福本会長

ちょっとよろしいですか。今、1からですので、後から行きますのでしばらくお待ちください。今、1から4までになっておりますので、ご協力のほどよろしく願います。はい、榊原委員さん。

榊原委員

この場合の効果がですね、1億7500万という数字が出ておるわけですが、これが平成21年度で到達する目標ですよということなんですが、これは全体に言えることなんですが、いわゆる公表時期というのは、その前から全部そうなんですけども、実施期間終了後ということに全てなってるわけですね。ところがですね、実際にじゃあ18年度過ぎたときはどうだったんかね。あるいは19年度過ぎたときにはどうだったんかね。まったく公表されんままで、ずっといって、21年度末になって、年度末になって、いやこれは、やっぱり145に削減できなかったよと、実際に逆に、グループ制やらいろいろやってみてもどうも減らんかったよと、150人になったとか、あるいは160人になったとかいうこともあるかと思うわけなんですけども、あるいは逆に145が余剰な人間がまだ出てきましたよと、130にしてもまだよかったですよというようなことも出てくるかもしれませう。そういった意味で、いわゆるPDCAのサイクルを廻せということを経済省がいろいろ言ってるんじゃないかと思うわけですね。途中での、いわゆる事業の変更、修正、そういったことをやるがためのPDCAだと思えるわけなんですけども、今まで、資料25も、26も全てそうだったんですけども、いわゆる公表時期、あるいはそういう結果のフォローする、フォロー時

期が極めて趣旨に反しとんじゃないかなという思いをしますが、これいかなものでしょうか。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

この個票は、最終的に公表時期がいつなのかという形なんですね。今、榊原委員が言われるとおりです。PDCAでそれぞれの年度ごとに、委員さんにまた参画いただきまして、その検証をしていただくということで、年度ごとの検証はさせていただきます。私ども、今度の当初予算の中では、委員会の報酬を提案させていただこうという気持ちを持っておりますので、まず年度ごとの、委員さんの検証というのはさせていただきますという形を考えております。それは、この個票だけじゃなくして、全ての個票につきまして検証が必要なものについては、そういうことで整理をさせていただこうということで考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、五百路委員。

五百路委員

27の3番をちょっとお尋ねいたします。公共事業ですね、町単独の土木事業の件なんですが、これには受益者負担ですね、この件なんですが、現在のところは受益者負担は無いわけでしょうか。無いわけですね。ではお尋ねいたします。初歩的な質問なんですが、鞍手町の基幹産業と申しますと農業になりますよね。当然。それで町単独事業費の中に、これ治水堤防費と、それとその後、用排水路費ですね、これはいわゆる私から考えると、農業土木に入ると思います。その場合に、これ農業土木と申しますと、農業者が、いわゆる個人収益を得るための分になると思うんですね。それなのに、今まで受益者負担が無いということはどういうことかと思ひまして。今、下水道事業を行ってますが、それには受益者負担が、当然、発生していますが、この部分では、受益者負担が、今後、受益者に工事費の一部の負担させることと書いておりますが、現在は負担が無いわけですね。負担金が。それはどういうことからしてなかったんでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

私は、財政専門部会ではございませんが、土木関係の担当課長をしておりますので、お尋ねの件についてお答えいたします。まず治水堤防費、400万とこう書いておりますが、これはご存じのように、ため池関係でございます。それと用排水路費になっ

ておりますのは、いわゆる農業用排水路だけではなくてですね、一般の方が流される水路関係も、例えば、新川とか六田川などの、そういった下排水排水路も含めたところで、予算的にはそういう形で掲げられております。それで受益者負担の話が、今、出ておりますが、やはりこういった経緯でとられないかというのも、私も以前から土木関係の仕事をしておりますが、鞍手町は、やはり農業振興という3本の柱の中に掲げられた町でございましたので、そういったことから地元負担金を、今まで受益者負担金を取ってございません。それで近隣で取っているところは、若宮町が若干取っているようでございますが、大体、近隣でも取ったところはあんまり見受けられないようでございます。だから、鞍手町につきましては、受益者負担は、農業関係者からも、一般の住民の方からも、公共事業については今のところ取っておりません。以上です。

福本会長

はい、五百路委員。

五百路委員

そうすると、これは負担の公平性に欠けてるんじゃないでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

私が答弁して、正しい解答になるのかどうか分かりませんが、確かに言われるとおり、農業関係者からの受益者負担は、今は取っておりませんが、負担の公平性、原則から言いますと、やはり当然、取るべきではないかという気はいたしておりますが、しかし、町、行政の施策の中で、農業振興というのを、やはり戦後、米のない時代から農家の方が米作りをして、皆さんが食べてきたという形の中で、農業振興というのを、町の施策の3本の柱に掲げてきたような背景がございますので、そういった中で、受益者負担は取られなかったんじゃないかなろうかという、これは私、今、推測でしかものが言えませんが、現在のところずっと取っておりませんので、そういうことで、町の施策というような形でご理解をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

福本会長

はい、添田委員さん。

添田委員

27の1のテーマなんですけど、これはもうはっきり言って、自然減だけの金額をあげているわけですから、そうですね、これ定年退職、定年退職プラス勸奨でしょう。勸奨者というのはわからないでしょう。何人辞めるか。あなた何人辞めなさい。今年

度何人辞めなさいなんてやめなさい言えないでしょう。ですから定年退職者だけがはっきり数字が分かりますよね。そしたら、これは別にここにあげるテーマでもないんじゃないですか。あえて。私は思いますが。それでこんだけ削減できましたってあげていくテーマでもないと思う。何もせんでも、そのまま自然に、そのままいっちゃうわけだから。それは勸奨者を何名やりますと、今年度、勸奨で何人辞めさせますということになれば、1つのテーマとしては意義があるけれども、定年退職者となっちゃうと関係ないんじゃないかと。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

言われるように、定年退職者、それから早期退職者、これは予定でこれぐらいはあるのではないかとということであげておりますか、これはあくまでも定年退職者、早期退職者に対して補充をしないと、採用しないということで、通常ですと、この分は、辞められた方については、新規職員を採用するということですので、その分は定数は削減できますよということです。

福本会長

はい、添田委員。

添田委員

そしたら、補充しないっていうテーマにすればいいわけであってね、新たに組織体制とか、人員配置の合理化なんて大きな題目をつける必要が無い。よっぽど大変なテーマのようにあるけど、中身は高が知れてる。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今、財政専門部会から申しましたように、基本的には雇わない、町の職員の場合は定数がありまして、定数を絶えず満たしながら行政に携わっていくということで考えていくわけです。そういう形で雇わないということで、雇わない場合は、どういう財政効果があるかという1つの指標ですね。そういうもので、今回掲げさせていただいたわけでございます。それとやはり、これは当然、先ほども申しましたように、145人の最終目標に、どういうふうに近づけるかというものも含めた部分で、実際の効果はどうなのかということで表ささせていただきました。私どもの考え方と、添田委員さんの考え方と少しずれがあるとは思いますが、その辺りも記録に留めまして整理させていただきたいと考えています。以上です。

福本会長

はい、添田委員。

添田委員

正直に言って、私に言わせれば、これは定員の、職員の減員ということだけでいいと思うんですよね。定数も、先ほど榊原さんも指摘しておったけれども、何名にするのかっていうベースがはっきりしてないでしょう。145人にもっていきたいっていう、その意思は出ているけれども、それになるか、ならないかっていうのははっきりしてないでしょう。だから、それが10何パーセントぐらいだって、国やらの意向がそういうことだっていう、それに合わせるだけだったら関係ない。町独自として何名までもっていくんだっていうのは、業務の見直しを徹底的にやって、こんだけにしましょうと、そういう根拠を出しとかないと、なんか中途半端になってきて説得力がないんじゃないかと。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

添田委員の言われるのも十分わかりますが、最終的には、この前お話ししました財政シミュレーションの中で、トータルで、21年度末までで、財政的に25億程度の財源不足をきたすということで、それをどういうふうに埋めていかという部分で、目安という部分で整理をさせていただいたという形でございます。以上です。

福本会長

では次に行きます。はい、榊原委員さん。

榊原委員

27の2、特別職等の給与、報酬等の見直しという、この件でございますけども、いわゆるこれ、今、報酬審議会等で審議されておるということで、その答申の結果によることとするということが書いてあるわけでございますが、やっぱりこういう行財政改革という、いわゆるこの個票で出てきている以上、やはりこういったことについては、首長自身が、やはり自らこの見直しを決意してですね、意思表示をされるべきじゃないかというふうに思うわけです。いろいろなことがありますけども、やはりトップがですね、その決意を1つ示すという意味でですね、やはりそういった表明をされるべきが正しかろうと。で、過去の例をみるとですね、ここに資料にあります、平成14年度から3%、4役を減額してますよということが書いてあります。この時は、いわゆる報酬審議会とか、そういうところを経由せずに自ら首長さんが決意して実行されたというふうに話を聞いております。したがって、何も報酬審議会にせんでも、やはり自ら意思表示をし、それを報酬審議会の方へ、こうしていただきたいがいかかという諮問をされるような形の方が良いんじゃないかと。また、そうすべきじ

やないかなど。私自身の経験からすると、会社が火だるまになってきたときに、やはり我々トップが自らの給料をこうしていくということを発表して、そして実行し、そして第1段階は私自身、そして第2段階は役付役員、そして第3段階は平役員、そして第4段階は管理職、そして、それでもいかんときは一般の職員というような形で、順番に段階をおってやってきた経緯がございます。そういうことからしても、自分の気持ちからしても、何かこう痛みをですね、皆で分かち合う時には、やはり1番トップが、やはりその意思を明確にするためにそうされるべきが、皆さんの気持ちを変える、意識を変えることに繋がるんじゃないかと。報酬審議会が言ったから、俺はそれに従うというだけでは、ちょっとやっぱり、いわゆる趣旨が違うんじゃないかなど。いわゆる同じ額が仮に減ったとしてもですね、住民の受ける気持ちというのは全く違ったものになるんじゃないかというような気がして、これは老婆心ながら、そういう私の経験を踏まえて、お話しをしておきたいと思います。それからもう1つ、ここに特別職の報酬月額という資料が付いております。しかし、これにはですね、各市町村の財政力とかいろいろなものが全て、全く入っていない資料でですね、これでその金額は低いとか、高いとかいう判断が、我々にしろと言われても、ちょっと考え様がないわけですね。ですから、そういった、どうせ資料を付けていただくんだったら、我々自身が少しは頭を悩ませるような資料があるべきじゃないかなという思いがします。これもちょっと附則でございますが。蛇足ですみません。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今、榊原委員さんが言われるとおりでございます。今、現実に特別職報酬等審議会の中で、精力的にまた慎重に協議をいただいております。委員長が亀井委員長でございますので。ただ、諮問の中に町長の気持ちが十分に入っております。基本的には、今の行革の波の中では、当然やっぱり、その辺りを十分考えて答申をお願いしたいという形で諮問をさせていただいておりますので、その辺りが出てくると思います。それともう1つ、資料の件でございます。それは私ども事務局のまずさというのを、ここでお詫びを申しあげないといけない部分だと思っておりますが、次の機会にでも、その辺りの資料を出させていただいて、最終的な答申の中に、その気持ちが入っていくような形で整理をさせていただきたいと思っております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

榊原委員

諮問をされるという気持ちがですね、いわゆる平成14年度に行ったときに、いわゆる諮問せずに、自らが決めていったということに対する、反省かなという思いもありますけども、そうじゃなくて、自らの意思を、俺はこうしたいんよ。という、その

パーセンテージまでぐらいをですね、諮問されるんだったら、なお良いんじゃないかなと。他人に預けちゃったんじゃないあ、ちょっとさっきも言うように、ちょっと首長さんの意向が汲みとれないところがあるんじゃないかなと思います。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

確かに言われるとおりですね、首長さんの気持ちをもう少し前面に出せということでしょうが、前回の3%というのは、実は職員の調整手当3%が、今、本則上ありません。その分で、職員にそういうものがあるのであれば、私どももやりましょうということで、数字は決まっていたわけですね。3%という。今回ですね、首長がお願いしたいという話の中で、実際にいろいろと、他の市町村でもパーセント、自らされる方の率がいろいろとまちまちでございます。10%のところもあれば、3%、20%、半分というところもあります。それをどのように決めるのかというのは、やはり自ら決めるという部分で難しい部分がございます。その辺りもですね、特別職報酬等審議会の中でご意見をいただきたいということで、町長が諮問をしたということでございます。以上です。

福本会長

はい、どうぞ。武谷委員さん。

武谷委員

すごく数字のことには、皆、敏感になりましてややこしんですけれども、私もついでですけど、ここ19団体の平均のですね、人口2万人未満の平均がですね、鞍手町は一所だけ少ないんですけど、後はほとんど多いんですよ。2万人未満の町の皆さんの報酬がですね。これもちょっと参考にさせていただくといいと思います。

福本会長

はい、榊原委員さん。

榊原委員

すみません。私ばかりで申しわけございません。27の3でございます。これですね、いわゆる町の単独工事業の抑制ということで、ここに6億1000万くらい数字が出ておる。非常に大きな数字なんですけど、いわゆるこれ以外にですね、いわゆる補助事業といいますか、町単独でない事業がたくさんあるんじゃないかと思いますが、そういった方の抑制というのはどうなってるんでしょうか。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

町単独以外の土木事業費は、例えば、筑豊インターチェンジの負担金等も入りますけど、これは非常に大きな金額が上がっております。こういうふうなものは削減の対象にはできないかなということです。その他には下水道がありますが、下水道は特別会計ということで、こちらの方には含めておりません。これは一般会計だけを入れております。

福本会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

榊原委員

なぜ、そんなことを言うかといいますと、いわゆる9億を予定をしておいた土木工事業業がですね、3億になる、6億減るということになったときにですね、いわゆる、今、そういうお仕事に携わっている方はどうなるのかなという心配もありですね、そして、そういうその、いやそんなに心配しなくていいよと、今おっしゃいました補助事業がたくさんありますよと、補助事業の方で十分そういうことがある程度干渉できますよということなのかどうか。もし、もう1つ言うならば、じゃあこれだけの事業を削減することによってですね、住民が我慢しなきゃいけないようなことは、どんなことが出てくるんか、出てこないのか。その辺もちょっと知りたいなという思いがします。

福本会長

はい、松澤課長。

松澤本部員

言われるとおりですね、土木事業者にとって大きな痛手かと思いますが、ここで大きな金額をもって来たということは、あくまでも財政シミュレーションが25億、これに対して、なんでこれを、25億を補てんするかということになりますと、1番大きな金額が投資的経費ということになります。それで、財政シミュレーションの見方、そういうようなものも、もう1つ交付税等の変更等があるかと思いますが、そこら辺の見直しもできるかと思いますが、それによっては、またここも変わってくるかなということです。それから、この町単独事業というのは、主に住民の方からの要望事業ということで、要望されたことに対しての事業ということでございますので、これも少しは負担が大きくなると、要求に対して実施できない分があると。原則としては継続の部分だけしか見ませんよということですから、今度、新しく新規にこの事業やってくれという分につきましては、見送らざるを得ないと。ここ当分の間はそういうようなことにはなろうかと思えます。最終的には財政シミュレーションの中で出てきた数字ですので、財政シミュレーションが好転すれば、こういうような事業も、もっとやっつけていけるということにはなろうかと思えます。

福本会長  
はい、どうぞ。

榊原委員

その判断の基準でございますけども、これは、我々がどうこう言うことはよく分かりませんが、例えば、平成21年度まで我慢していきますよと。で、22年になったって、やっぱりそう簡単に好転するわけじゃなからうかと。もっと、逆に言えば、悪くなることもあるかもしれませんねと。そういった場合にですね、こういう実施予定のやつを先送りする、これも緊急避難的には止むを得んということは分かりませんが、やはり、こういったことを検討する時にですね、いわゆる鞍手町のビジョン、将来ビジョン。そういったものに対する考え方というのは入っておるんでございませうか。入っていないんでございませうか。

福本会長  
はい、事務局。

諸富室長

今、単独事業のことでお話があると思いますが、27の3。その次にですね、実は27の4、投資的経費という部分でお話をさせていただこうという気を持っているんですが、基本的には、今、言われる鞍手町のビジョンに関わる投資的なもの、例えば、インターチェンジとか、遠賀川架橋とかというようなものは、町長はやっていくという気持ちで、そのものについては、決して扱う気持ちはございません。ただ、投資的経費の、国の補助金とか、県の補助金等で関わりがあって、そして例えば、今までしていたものを半分にするとか、これは少し先送りしてもいいのかなというものを先送りしながらですね、さっきも申しました、前回も申しましたように、今回の行革というのは、住民の方にも非常にお願いをしないといけない。それと職員も当然ですし、議員の方にも非常にお願いをしないといけない部分がございます。特にこの辺り、一般単独事業の削減というのは、もう、目に見えて、目の前の道路が100%改善できないとか、いろいろそんなものがございます。そのものでですね、住民の方々に非常に不便を被るような形でございます。その辺り理解をしていただけるのは、さっきも申しましたが、この委員会を毎年開かせていただきます。その辺りでご意見を聞きながら、それと首長が皆さんの意見を聞きながら、いろいろございます。町長の八ガキもございませうし、いろんなものがございます。その中で意見を聞きながら進めて行かないといけないと考えております。ただ、やはりこれくらい厳しいものをしないとですね、25億というのは、なかなか取り戻せないのかなという気がいたします。以上です。

福本会長  
はい、どうぞ。

榊原委員

厳しくすると、いわゆる切れるものは切るという考え方は、これは止むを得ないことだろうという理解はできます。けども、切ってはいけないものと、切らなきゃいけないものの、この判別はですね、やはり将来の町がどうなっていくのかという観点で判断をせんといかんのではないかなと、私はそんな気がするもんですから、住民もおそらく我慢するということについては、当然、理解を求めて行かれるでしょうし、また理解をしないとイケない。それはよく分かっているわけです。ただよく分かっているんだけど、切るのにはですね、いわゆるその有期限で切っちゃうものと、そうでない無駄だっただけで永久に切っていかなきゃいかんものと、あるいは、切ってはいけない、逆に付けてやらなくていけないものというようなメリハリがですね、この行革の中にもないといかんのやないかなという思いがしてですね、先ほどからちょっと、いいんでしょうか、どうなんでしょうかというような話をさせていただいてるわけですが。まあ、次の27の4の投資的経費というのが、これもあるわけですが、この中もよくわからなわけですね。さっき消防費は防火用水の問題だよと、それから小学校は防水工事だよというような話もお伺いしたわけですが、この労働費なんていうのも、いわゆる18年度だけあって、19年度から0になってるわけなんですよ。本当にそれでいいのかどうか、私も判断できないんですが、この辺は、1辺ご説明いただけないでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

お答えいたします。これは労働費、ちょうど担当が建設課になっております。この労働費は、国の失業対策の制度事業で、特定地域開発就労事業ですね。ちょっと長いですが。いわゆる短縮して、特開事業というのを、今やっております。炭鉱が閉山してからいろいろな失業対策で、国が事業をやってまいりました。その内ですね、もう終息になったのが、いわゆる緊就、それから開就ですね、一般失対というものが、いわゆる終息になっております。平成13年度末でですね、開就がもう終息しました。それから特開事業もですね、最終的な結論は、まだ国は出しておりませんが、今、特開事業のいわゆる調査特別委員会というのが、国の方でできまして、やはり国も行革の中で、これもですね、やはり終息する時期がきているというような調査報告書を、国に調査委員会から提出をしております。国は現段階では調査委員会の報告を尊重するというような回答でございますので、それがどういう内容かといいますと、平成18年度末をもって終息するというような調査報告書が、今、出ておりますので、おそらく今のまま、私どもは考えるのは18年度で終息になるんじゃないかなというふうなことからですね、この労働費は18年度は載っておりますが、19年度以降は計上いたしておりません。以上です。

福本会長

はい、榊原委員。

榊原委員

ありがとうございました。そうすると、国のいわゆる、こういう事業が終息するから、19年度以降は付けようと思っても予算がつかいませんねと、こういうことでございますね。そういう考えでよろしございますね。そうした時に、これによって町のいわゆる事業が、どういった事業がだめになってくるんでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

27の4まで行ってるんですよ。それではお答えします。今、特開事業でやっておりますのは、主に道路事業です。道路工事。これは、昔は舗装の打ち替えとかというものは認可できていたんですが、今は、私が平成14年に土木にあって、それから以後は、拡幅、道路拡張しかだめですよ。だから、道路拡張するためには、用地を買収しなければ現道は拡幅できないという形の中です。大体、18年度までの、終息までの事業箇所は、大体確保できておりますが、榊原委員が問われております、事業としては、道路関係の事業でございます。

福本会長

はい、添田委員。

添田委員

榊原さんの方に理解しておいていただきたいというのがあるんですけどね、地域によってはですね、町道がありますけれども、救急車が通らないとかね、消防車が入らないとか、そういう道路がたくさんあるんですよ。まだ地域の中には。そういうのはね、どうしてもインフラ整備をやらしてもらわないとね、困るわけです。それは町の単独事業でやらしてもらわなきゃいけないわけなんですよ。だからメリハリをつけるとしても、必要なところにはやっぱりそういうものをやらしてもらわないといかん。それも、各地区の区長さん辺りの話を聞きますとね、自分のところは、軽4輪1台しか通らんとかね、そういう道路は、やっぱり無くさんといかんわけですよ。ですから、そこら辺をやっぱり建設課の方も頭を悩ませてるんですよ。お金が無いもんですからね。そこら辺まで、私は無理は言いませんけどもね、削減できるものは削減してもらっても結構だけど、これはやっぱり住民のため、そこに住んでいる人達の必要だというものについては、やっぱり、ちゃんとやっていただきたい。そこら辺のところは榊原さんの方でも認識をしておいていただきたい。

榊原委員

私は、認識してるから言ってるんです。

福本会長

はい、次に行きます。27の5から27の9まででございます。何かご質問等ありましたら、どうぞ。はい、五百路委員さん。

五百路委員

27の5、行政評価の導入の件についてお尋ねいたします。行政の方にお叱りを受けるかもしれませんが、今、財政が厳しい中ですので、おそらくこの行政評価の導入というのは、どれだけの効果があったかという、チェックのための行政評価の導入だと思います。それはいいと思うんですが、例えばですね、例えば、一部の住民のニーズが存在することによってですね、事務事業を安易に継続したりとか、適正な事務選択ができなかったりとか、優先順位等が的確に行われないようなことがないんでしょうか。そういう懸念が、私だけかもしれませんが、そういうのがありますけどどうなんでしょうか。いわゆる、その行政評価の導入をする故にですね、そういうことが生じてくるんじゃないかなと思いますが、どうなんでしょうか。

福本会長

はい、どうぞ。本松課長。

本松本部長

行政評価の導入というのは、これは私ども、職員にとっても初めての取組みになります。これはいわゆる書式に則って、制度化という部分で取り上げているものでございます。当然、今までの事業につきましては、担当部署、その部署で、それぞれがそういった評価、チェックをやっていると思いますし、住民ニーズにいたしましても、所管ではございませんけども、大体、基本的に区長さんを通じて、優先順位とか、そういった対応をされてきているというふうには、私は思っております。ですから、この行政評価というのは、今から本当に、我々がシステム化して取組んでいきますよという方向性を、今度、示したいと。そういうふうにご理解をいただきたいと思っております。

福本会長

よろしいですか。はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

私は逆にですね、どれだけの効果があったかということも、私は大事だろうと思いますが、例えば、逆にクレームが付いたと、あるいは問題が起こったと、行政のやり方によって問題が起こったということについてのですね、チェックもですね、しておかないと、良いところだけ見せて、悪いところは隠すということになってはいけないんじゃないかなという具合に思っております。そのところを、ちょっと気をつけていただければと思います。以上。

福本会長

はい、どうぞ。本松課長。

本松本部長

まずあの、当然、今言われていますように、評価というのが効果があっただけでは  
ございません。当然、評価シートというのを今から作っていきます。その中で、成果、  
それから評価、いわゆる検証も行っていくと、そういったことも必要になってきます。  
ですから、基本事項としてですね、対象と、手段と、投入量、それから成果指標、こ  
ういったものを全て網羅して、その事業のそのものを評価していくということで、非  
常に言葉的にはいろいろありますけど、そういった面を含めて検討していきたいと。  
そういう方向性を、この中で見出していきたいというふうに考えております。

福本会長

よろしいですか。はい、他にございませんか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

行政評価の導入ということ、まあ、これサイクルを廻すということになれば、当然、  
こういうことをやらなきゃいかんということは理解できるわけですが、ただ一方では  
ですね、こういうことをやるがために、いわゆるコストもかかるということも反面あ  
るわけでごさいます、いわゆる評価はする組織はできましたよと、手法はできまし  
たよと、コストもかけましたよと。で、その結果がですね、やはりそれがコストを上  
回る効果がですね、出るような仕組みでないと、やはりこの行革という名前の中には  
合わんのじゃないかなと。私どもが会社で言うのは、いわゆる検査という職業がある  
わけです。ものを作って、ものがうまくできたかどうか、こういうのを検査する。ど  
こでもまあ、製造メーカーというのは、そういうことをやってるわけですが、不良が  
出る、不良が出ると、今度、検査をする。検査をすることを一生懸命やったら、不良  
が減るんじゃないかというようなことで、検査を一生懸命やる。ところがですね、検  
査をするということになると、時間もかかるし、金もかかる。そして検査を厳しくや  
ってもやっても、やっぱり不良が出るよと。それはなぜかという、やる側がですね、  
不良を作ってしまった後の結果を見るだけなんですね。ですから、行政評価というの  
は、いわゆるその、後の結果をチェックする。そういう機能はありますけども、良い  
行政にするということには、決して結び付かない組織だろうというふうに、私は思う  
わけです。会社における頃、いわゆる検査というのを重視する。あるいは設計の間違い  
をチェックする。チェックする人間を増やすとか、あるいはチェックする機関を増や  
すとか、いろんなことをやりましたけど、結果的に、良い設計図を出す、良いものを  
作るということになると、最終的にはですね、作業をやる個人個人の、いわゆる頭  
の中を変えて、そして自分のやる仕事に対して、きちっとやれるような技能をもたせる、  
あるいは、知識をもたせる。そうして、そういうものの及ばんところを、いわゆるグ  
ループでカバーしていくというような、日常の、仕事の仕組みのあり方そのものを、

やはり変えていかないと、いくらこういう仕組みを作っても、結果的に、いわゆる行政評価をしたら、悪い点数ばかり付くねというようなことになりかねないわけなので、是非1つ、評価されるっていうことは、いわゆるサイクルを廻すということについては、1つの、今までにないものを取り上げてやろうという意気込みはいいなという思いはしますけども、反面ですね、これにコストがかかるということと、これをやって良い行政はできませんよと。そうじゃなくって、もう1つ前の段階で、いわゆる行政が実際に動くときに、良い評価をもらえるような動きを、それぞれがするというような方向でないと、ちょっと方向が違うかなという、違っちゃうかなという思いもしますので、その辺に留意しながら、お考えいただきたいというふうに思います。

福本会長

はい、次に行きます。27の10から27の14までですね。ございますか。はい、藤井委員さん。

藤井委員

27の10と、11も言えることなんですけども、これは組織機構専門部会がされていまして、これは行政運営専門部会の方にならないんでしょうか。住民の窓口サービスだとかですね、申請手続きの改善。行政運営の、行政サービスの方の小分類に入ってしまうんじゃないかなと思ったのですが。いかがでしょうか。

福本会長

はい、事務局。

事務局

ただ今のご質問、確かにそういう部分があると思います。ただ、この2つの個票の頭に掲げていますように、柔軟な組織の編成という部分で、住民窓口のサービスが向上できるように、総合窓口や、ワンストップサービスなどを検討して行って、そういったものが取り入れられた組織をつくっていきこうと、その部分から派生して行って、こういった項目になりましたので、ここにちょっと入ってしまったというところがございます。その辺は少しまた考えてみたいと思います。

添田委員

無理矢理、個票をつくったような感じになるんだよな。ここは。これはもうやればいいじゃない。やれるじゃない。こんなところに出さんでも。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今、言われるとおりです。やればいいわけですが、再認識をするという意

味合いで、職員が再認識をするという意味合いで、感情を込めてのものでございますので、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

福本会長

はい、どうぞ。宮崎委員さん。

宮崎委員

今の10とですね、6が共通するような、27の6と27の10が共通するような感じですが、27の6について、ちょっとこの全体的な中で、上から2行目ですが、サービスを低下させることなく、従来にも増して質の高い行政サービスを提供する必要がある。ということについてはですね、大変うれしい、ほっとするところじゃないかなという具合に思っておりますが、これは、その下に「透明性」「効率性」「有効性」「公平性」とこうあります。これが全うできるというのは、私は大変難しいのではないかと。難しいというのは、逆に熟練された職員さんがあたらないと、即効性がない、あるいは公平性がない、効率性がないというようなことになると思うんで、この辺りは十分考えていただきたい。それと、そのことについては、さっきもちょっと話がありましたけれども、目線をですね、若い人、高齢者、あるいは子ども。そういったものにちゃんと目が向いて、その程度の話がちゃんとできるような経験者といいますか、熟練者というか、そういうことが望まれるんじゃないかなという具合に思いますのでよろしくをお願いします。

福本会長

はい、他にございませんか。

宮崎委員

それから10について、いいですか。

福本会長

はい、どうぞ。

宮崎委員

10については、例えば、銀行あたりに行くと、ロビーに銀行の受付の男性の方がおられて、そして、あなた何のご用でしょうかといろいろ案内してくれるというようなことがございます。だから役場としてもですね、そういったことをちょっと考えてみる必要もあるんじゃないかなと。例えば、さっき出ておりましたけども、OBの方にそういう窓口を整理していただくと。そうすると、窓口の事務そのものもスムーズに流れる。この伝票を使ってください、これはこういう具合に書いてくださいということを指導することによって、窓口にいけば、すぐ事務職員が作業ができると。時間的にも短縮できるというようなことになるとなるんじゃないかなという具合に思いますんで、この辺りも一考はする必要があるんじゃないかなと思えます。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

27の6なんですけども。いろいろたくさん書いてありますけども・・・

福本会長

あのですね、もう10まで行ってるんですよ。今、10から14までしているんです。後からにしてください。すみません。お願いいたします。

榊原委員

じゃあ、10の方で。これサービスの向上ということで、サインの設置やら、案内図ということが書いてありますが、実際はそうじゃなくって、働いている職員の方の、いわゆる対応の仕方、これがさっき宮崎委員もおっしゃいましたけど、1番大事なことじゃないかと。この行革プランの中で、全てについて言えることなんですけども、いわゆる自らが汗をかく題目よりも、ものを変えたり、何かする。そういうような傾向の提案が多いわけです。そうじゃなくって、本来、やっぱり行政職員の取組み方が、1つの大きな窓口サービスなり、いろいろなものの、住民に対するサービスにつながってきてるんじゃないかなと。で、確かに時間外の窓口を設けるとか、そういうものがやはり1番光った対応だなという思いもしたわけですが、案内図を見たって、案内図を見て動く人よりも、昨日あるところへ行ったらわけですが、さっと行ったらですね、横を通ってる職員さんが、おたく何処へ行かれますかとか言うわけですね。総合窓口というのがあるって、総合窓口のところでは何処へ行ったらいいのを見ているわけです。そこへさっと来てですね、おたく何処へ行かれるんですか、私が案内しましょう。と言って、ずっと連れて行ってくれる。で、その窓口の方を紹介してくれて、その窓口の方が引き継ぐというようなことがございました。やはり、そういうような動きが、そういうことをやる専門の方じゃないですけども、そういうような、その、いわゆるサービス向上というような運動もですね、いわゆるこの窓口サービスの向上の中に入れていただくというようなことが望ましいんじゃないかねというふうに思います。

福本会長

はい、古野課長。

古野本部員

確かに、ご指摘のとおり、サイン、案内図につきましては、私どもも、入口、2つ入口がありますけども、その場所には設置はしておりますけども、なかなかご指摘のとおり、それを見て、自分がここに行きたい。じゃあそこにスムーズに行けるという形も、人数的には少ないかと思っておりますけども、これにも、下から6行目にも書いておりますように、ご指摘のとおり、大体、雰囲気を見たら困ってあるかなという形の、雰

困気も察しられろうと思います。そういった人たちに対しては、当然、そこに書いておる職員が、先ほど言われますように、何処にお見えになりましたか、何処に行きたいですかという形でお尋ねをして、あそこですよ、ここですよという形じゃなしに、ここまでという形、その場所までご案内するという形の、そういう形の方向性に職員も研修し、今まで不都合が多かった部分については研修しながら、しっかりそのところを指導して行っていくという形で思って、ここに記載させていただいております。

福本会長

ございませんか。はい、武谷委員さん。

武谷委員

今の問題は、繰り返し、繰り返し、1番最初からそれは言っておりますので、皆、認識をしてほしいと思います。私が1番思うのは、まずまず皆さんで笑顔で行きましょう。そうしたら、来たお客さんが、あの笑顔の方に聞けば全て分かるなということです。全部が笑顔で行きましょう。はい。

福本会長

じゃあ、次に行きます。27の15、それから16、17ですね。専門部会ごとに行っておりますので、今1度、ご認識のほど、よろしく願います。27の15と、16と、17です。何かご意見、ご質問はございませんか。これで最後でございます。よろしいですか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

ここに書いてあります、16ですね。西川小学校と室木小学校の統廃合ということについて書いてあるわけですが、この検討の中ですね、いわゆる中学の統合とか、あるいは新延、北小との統合とか、そういうようなことは検討された結果、出てきたんでしょうか、どうなんでしょうか。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

それではお答えいたします。まずあの、我々、専門部会で検討しましたのは、まず第1に複式学級ということについてのことを考えた場合どうなるかということですね、そこに、後に資料をつけておりますが、今の0歳児からの推測をしてみますと、やはり複式学級の対象となるのは、室木小学校が対象になるのではなかろうかと。これはあくまでも推計でございますが、そういった中で、他の学校については、やはり地域住民等との関係もございまして、やはり今まで、中学にしても3校あったのが2校になったという経緯もございまして、小学校も以前から、従前から6校ございましたので、その中で複式学級ということを中心に、小学校の西川小学校と室木小

学校との統合についての検討が必要ではないかということで、ここに計画を、実施計画を掲げたわけでございます。以上です。

福本会長

はい、榊原委員さん。

榊原委員

私はですね、いわゆる施設の統合という中で、施設の維持管理という問題がもう1つあるんじゃないかなと。で、施設の維持管理ということから考えると、いわゆる今のアスベストの問題以外にですね、いわゆる耐震化というようなこともございましょうし、あるいは老朽化による手入れということもあるんじゃないかなというふうに思うわけです。そういうことを考えるときにですね、いわゆる従前は、かなりの生徒数がおられた学校校舎がですね、今は、生徒数が減っているから、空き学級というですか、空校舎というんですか、いわゆるその空きが増えてきておるということになってんじゃないかなと。そういったような状況の中でですね、いわゆるその、本に行革ということで切り込むならば、今までのその、いろいろな地域住民との、いろいろなことはあるだろうと思います。でも、そういったことがあるがゆえに、そういう検討をせずに、こういうものを出しただけで済むんですかね、ということが私が言いたい事です。やはり、こういうものを出すときに、先ほどから言われておるように、費用対効果というものを考えながら、そして住民にもこういう状況だということを説明しながらですね、やはりやっていかないと、住民との問題があるからというようなことだけで、置いていただけではいかなのではないかと、少なくとも、実施する、せんは別として、やはり俎上に載せて、そして今後のかかる経費、あるいは安全性、あるいは地元の活性化、そういったことを含めてですね、やはり検討した上でこういった西川と室木だけでなく、他のそういうものも含めてですね検討した上で、行革プランというのを出すべきじゃないかなというように私は思います。そうしないと、やはりちょっと行革ということから離れる、極端なことを言うと、複式学級を無くするだけであれば、何もこういうところへ出さんでも、それこそさっき添田さんがおっしゃった、いわゆるやっていけばいいことで済んじゃうわけでございますから、という意見でございます。

福本会長

はい、他にございますか。はい、川野委員さん。

川野委員

27の15でございますが、剣第二、西川第二保育所の民営化の検討ということでございますが、まずこれ民営化に、まあ今から検討をしていくわけですからあれですが、第一から全部で5つ保育所があるんですかね。私、偶然にも、次世代育成の方で検討したわけですが、その中であれも5年計画だったですかね。ということで、その時いろいろな形で、病気をした子を保育する場合、また日曜日に保育する場合、また

時間外に保育する場合ということで、5つ保育所があるということで、かなりそういう、鞍手町にはそういう直営の保育所が5つあるということで、そういう面が対応できるんじゃないかということで、行動計画というのを策定した経緯があるわけですが、まずその辺との兼ね合いを、まずどういうふうになるのか。それで十分対応できるのか。そっちの計画の方が頓挫するというに、別の問題であるんじゃないかなと1つ思います。それから2つの保育所を、本来は廃園という形が望ましいと書いてありますけども、この保育所に今、お子さんを預けてある方、またこれから預けようとされている方ですね、保育料は、国並みの保育料を3年計画で上げる。場所は遠くなる。例えば、民営化になったとしてもですね、二重にですね、なんとなし二重にですね、やっぱり負担を感じる。こういうのは本当に改革になるのか、本当にあの、お金の面だけで全てを決められておるんじゃないかという気が強くいたします。そういうことで、もう少し何か方法がないのかと。こういうことをするのであれば、保育料の方はですね、このまま現状維持で鞍手町行くよと。これは町長の判断1つだと思えますが、そういう方針で行って、またこの保育所を2園を民営化するとか、そういう形ならまだいいんですが、保育料は3年計画で上げるよと、保育所は少なくするよと、こういうことで本当にこの町民の支持を受けることができるのか、そういう疑問が1つありますので、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。

福本会長

はい、津野課長。

津野本部員

申し訳ありません。私が担当課長ではございませんので、私が、専門部会の中で、検討する中でのことは説明できますので、そこら辺から説明して、不足分については担当課長の方から説明をさせたいと思います。まずやはり、この施設専門部会の中で基本的に考えなきゃいかんのは、やはり施設の老朽化、維持管理費にかなり施設を持てばかかると、先ほど榊原委員が言われたようなことも、当然、そういったものも観点に含めてですね、やはり統廃合、それから民営化等も検討してきたわけでございます。そういった中で、次世代育成行動計画というのもございますが、2園を廃止することによってですね、そこら辺の関係がどうなるのかということも、一応、検討いたしました。やはりそうなってくると、延長保育等の問題、それから休日等の問題も含めてですね、やはりこの中で検討していかないといけないのかなというようなことで、本来、5園をやはり継続してやるのがいちばん望ましい姿でしょうが、施設等もかなり老朽化しておりますし、それと人件費も、先ほど財政効果の中で2600万の、現時点ではマイナスということでは申しましたけども、やはり人件費等も、ここの内訳の支出の削減という中で、2園の支出が5800万位かかっているわけですよ。そういった中で、先ほどの組織の見直しということも加味しながらですね、する中では、やはり2園を民営化していった方が、財政効果が出るんじゃないかなというふうなことからしております。それから保育料との関係はですね、担当課長にちょっと答弁させます。

福本会長

はい、熊井課長。

熊井本部員

保育料との関係ですけども、財政部門で3年間で段階的に上げていくというふうな個票が出ております。小竹、直方等と比べましても、鞍手は保育料は安いほうです。平成15年度ぐらいからだったと思いますけど、国の保育料の段階も10段階から7段階に変わってきております。ということから保育料の方も見直ししていくようになっていくことと思います。それから、先ほど津野課長が言いましたけども、2園を民営化の件ですけども、今後の保育所の維持管理費、それから保育サービス等を考えた場合に、公立の保育所ではどうしても予算の制約とか、手続きを踏んで事業を実施しなければいけないということから、そしてさらに組織が大きく、意思決定するのに時間がかかること等から、現在の、次世代の中にもありましたように、一時保育、休日保育と、住民からの多様化するニーズに弾力的に対応することが難しいのではないかと考えております。そのことから2園を民間に譲渡いたしまして、そして保育サービスを充実していけたらということで、今回提案させていただいております。以上です。

福本会長

はい、川野委員さん。

川野委員

はっきり言いましてね、3つの保育所にして、それで定員数がそれで足りると。ここに書いてあるわけです。そこで2つの園を民営化するといってもね、かえってというか、引き受け手があるんですか。そういう保育所が3つで、今の保育される児童が3つの保育所で足りると書いてあるんですよ。定員数は。それで運営できるわけですね。そこを民営化したときに、本当に受け手があるのかどうか。これは今から検討ですから、検討をしてなければやめるわけですから、そうでしょうけども。やっぱりこちら辺がですね、ちょっと考えていかんと、ちょっとこの考え方ではね、ちょっと申し訳ないけども寒気がします。その辺どうですか。

福本会長

はい、熊井課長。

熊井本部員

今、おっしゃる通りです。これを民営化する民営化するといっても、受け手がなければ民営化はできません。ただ現実的に、2園の中で1園につきましても、国庫補助で建てております。この国庫補助につきましても、公益法人に譲渡するのであれば、補助金は返さなくてもいいとなっています。こういうことからですね、保育サービスの充実等を勘案したときに、2園を民営化し、そして残った職員、2園の職員の10

人を3園に振り分けて、3園で働いている臨時の職員につきましては、委託、受託するところがあればですね、そちらの方で受けて仕事をさせていただきたいとそういうふうに考えております。以上です。

福本会長

はい、川野委員さん。

川野委員

今から検討することですから、まあ、うまく検討していただきたいと思うんですが、やはり約2660万財政効果があると、そういうふうになればですよ。せめてですね、こういうやっぱり、少子高齢化と言われて、少子化対策を急がないけないと、これは国家的事業もなっているわけですね。鞍手町にとっても人口減が続いておりますし、高齢化がどんどん率が上がってきております。保育料のところだけだったらまだね、これは国の基準に合わせた形で3年間で上げてやると。まあ不満だったけれどもしょうがないかなという面もあったんですが、その上に、こういうことを検討していったときに、本当に大丈夫なのかなとちょっと思います。そういうことで、こういう財政効果の上があった分はですね、やっぱりこういうところは、保育料の方にですね、ちょっとまわしていただいて、少しでも町民が安心できる、保育に安心できるという、そういうところの姿勢を見せることも、やっぱり活気が出てくる町になるんじゃないですか。なんもかんもカットカットカットカットでしょう。それは25億円足りんことになるからカットするわけですから、無駄なものは省かないかんけれども、あまりにも数字合わせで、これでは行財政改革推進委員会としても、それは当然わかりますが、少しやはり最終的にみると、寒気がするようなね、数字合わせになってるような感じがしますので、トータル的にもう少ししっかり考えていただいて、国でもセーフティネットということもよく言われておりますのでね、そういう辺りをしっかり考えに入れてですね検討も進めていっていただきたいと、このように要望しておきます。以上です。

福本会長

はい、亀井委員さん。

亀井委員

27の15からですね17までの関係で、これはあの、教育の問題ですよ。その視点が全然議論されんのですよね。ただ数字だけが、削減、削減という話だけなんです。これは非常に教育の問題ですし、それから子どもを抱えている住民の皆さん方の意向を十分踏まえんがままに、この行革委員会がOKという話になると、そんな責任は私は持てませんよ。はっきり言って。ですから1つ、これはですね、こういう現状を踏まえて計画を立てながらですね、少なくとも住民のニーズに合うような形で結論を出すということが大事だと私は思っています。そういうことで、まず計画を立ててですね、住民の皆さん方に、直接関係する住民の皆さん方と協議をします。これは

極端な言い方するなら、先ほど議論の中でありましたけれども、透明性の高い効率的、効果的な行政運営と協働による住民自治ですよ。この辺との実践ですかね、そういうものに私は値するものだと。だから1つの住民との協働、この関係の実践としてですね、是非、捉えた上で、教育の問題を、この問題を住民のニーズに合った形で解決していただきたいというふうに思っています。もちろん今、横からも言われてますけども、給食の問題も含めて、食育という関係で、相対的に1つ議論をしていただきたいというふうに最後に言っておきたいと思えます。

福本会長

はい、許斐委員さん。

許斐委員

さっきからですね、保育所の問題、これも第3次で検証してるわけですね。第4次までこれを持っていくと、この間ですね、動きといいますか、いろんな検討はどういうふうな形でされたんでしょうか。第3次でもこれ出てたわけですね。この統廃合とかいうことがですね。それとですね、室木と西川小学校の統合についての検討もありますけども、これも第3次のときに何度か聞いたことあるんですよ。統合になるんよとか、そうするに学級が複式になるよということを噂で聞いたんですが、その辺りはですね、行政の中でどういう形の話になったのか、あれば聞かせてほしいと思えますが。

福本会長

はい、熊井課長。

熊井本部員

保育所の分だけ、ちょっと分かりますので回答させていただきます。保育所につきましては、分園方式を検討するというふうになっておりました。分園方式というのは、人員が30人未満のときには分園方式が該当するわけですが、ただ、現在の人数が少なくても50数名の児童が通っております。こういうことから、分園というのはもうそぐわないということで、今回、こういう民営化というふうに移行をしております。それが保育所の分です。

福本会長

はい、原課長。

原本部員

まずは給食センターの方から申しあげます。第3次では給食センターの民営化につきましては、まだ0-157のことが課題に残っておりまして、こういったことまで踏み込んだ議論はされていませんでした。それから学校についてですが、小学校の統廃合につきましては、その当時は室木小学校ではなく、逆に西川小学校のことが

検討されておりまして、今度は室木と西川の方の統合の話に課題が変わっております。それから鞍手分校のことなんですが、鞍手分校のことにつきましては、施設改善ということで、これは15年度にですね、同窓会の方が多目的施設、同窓会館ですね。それが建設されまして、そのことを町が寄付によって受けとりまして、そのことが解消されましたので、今度は新たに、分校の統合とか廃校とか、こういった新たな課題が上がったわけでございます。以上でございます。

福本会長

はい、許斐委員さん。

許斐委員

それは解りましたけれども、まあこれは1つの運営ということでなれば、これは1つの学校があればですね、これは財政の中で大変な厳しい状況になると思うんですよ。だから、どこかでこれはやっぱり決めないといけないと思うんですよ。これをまた4次が5次になって引っ張っていても、いずれはやはり、町民から恨まれるとか、恨まれんとかそういうことじゃなくて、やっぱりこの委員会の中でも、ある程度の形を示してやることも、私は必要じゃないかなと思います。そうじゃないとですね、これはやはり皆さん心配してあるわけですね。学校が1つになるとかいうことに対してですね、やっぱりある程度の、我々も理解して、廃合するのか、要するに室木と西川小学校は統合するのかというぐらいのことは、やっぱり我々も理解してやる必要だと思います。以上です。

福本会長

はい、薦野委員さん。

薦野委員

この保育所の民営化、それから室木小と西川小学校の統合の件ですが、これはどちらにしてもですねプラスマイナスが伴うと思います。良い面もあれば、悪い面もあるかと思えます。これはどちらに重点をおいてもっていくかということですね。で、行革のためならば、もう統廃合がごく簡単済むと思いますけども、今度は子どものため、鞍手町の住民のため、地域のため、卒業生のためを考えたならば、一気に統廃合というのは、なかなかもっていきにくいんじゃないかなと思うんです。それですね、これはやっぱり18年度とか19年度が検討期間になっておりますけれどもね、まあ許斐委員さんが言われたように、早目が大事ですけども、やはりこれはさっきどこかで、来庁された方に、住民サービスの向上のためにどうしたらいいか、案内板をどうしたらいいかと出ておりましたが、来庁された人に十分聞きますということが書いてありましたからですね、この件についても、やはり十分に聞き込んで、煮詰めていかないといかんのじゃないかなと思うんです。

福本会長

はい、添田委員さん。

添田委員

私は、川野さんがおっしゃった意見に全く同感なんですがね、最初に民営ありきからスタートはしない方がいいんじゃないかと思います。どういうことかといいますと、やっぱり最近、母子家庭が結構増えてるんですよ。母子家庭の人たちが子どもを預けるところが、民営の保育所じゃやっぱり料金がなくて経済的にやっていけないという人が結構おるわけですよ。そうするとやっぱり公的なところで、どこか救ってやらなきゃいかん。仕事は行かないかんし、高いお金で子どもを預けるわけにはいかん。そういう悩ましいところもありますんでね、第一と第二を統合して、1つの施設でやって、1つの施設を他に転用すると言うなら話は分かり易いんですけど、1つ施設が空いたから、それを民営化させて全てをそちらに移そうという発想は、ちょっとね、酷いような気がしちゃうんですよ。だからましては、そういう子どもたちを大切にしていこうというような運動もね、一方で、活発化している時代で、子どもたちの教育にお金をかけても良いと思うんですよ。行政としても。そしてそこのお金をかけて良いことと云ったら語弊があるけれども、素直な子どもたちがたくさんできれば、それにこしたことはないじゃないですかね。悪さする子がいなくなれば、泥棒もいない、窃盗もいない、詐欺もいないと。そういう子どもたちがどんどん増えれば、将来、明るい世になるんだけど、今の世の中から、もっともっと良くするためには、やっぱり将来ある子どもたちをきちんと育てることが大切なことだと思いますからね、お金だけで割り切らない方がいいんじゃないかなというふうに私は思います。

福本会長

はい、武谷委員さん。

武谷委員

同じことを言って、誠に申し訳ないんですけど、前の2人のご意見にとっても賛成なんです。1番最初に、町民のニーズに1番敵を設けるような、年寄りから始まりましてね、それから今度は子どもでしょう。もう、ちょっと聞き苦しいような点がございまして、やはりあの、第3次の時に、教育長が、私ちょっと記憶してはるんですけど、学校の合併とか統廃合はしばらくいたしません。ということをお願いしたような気がするんですよ。それでこれはもう十分検討していただいて、まだまだ箱物とか、いっぱい他に改革することがあるじゃないですか。それをとことん改革してしまって、なお足らんというんでしたら、それこそ子どもを持ったお母さんたちと、それこそ検討して、検討して決められた方がいいと思います。あまりにも、子どもと年寄りばかりのことが1番に目に浮かんできたら、とてもじゃないけど、いい感じがしないと思いますので。何度も同じことを言って申し訳ありません。

福本会長

はい、事務局。

諸富室長

今、いろいろとご意見が出ました。舞台裏をさらけ出すようでございますが、財政面からいきますと、それぞれの専門部会で、民営化する、統廃合するという話をしてきたわけです。ただ、委員会の中でこういった意見が出てくるだろうとということで、まず、慎重にですね1年間かけて検討しようじゃないかということで、民営化の検討という形で、それぞれ検討ということで、1年間、十分皆さんの意見を聞きながらやっていこうということになりました。その辺りのご理解をいただければという考えでございます。以上です。

福本会長

まだございますか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

27の14、定員管理の適正化という項目がございます。終わっちゃってるんですけども。この、いわゆる職員定員の適正化という適正という判断ですね。何ををもって適正とするかという、いわゆる仕事量の調査を、今、進めてみえるというお話なんですけれども、仕事の量と、いわゆる人数というのは、そこに仕事をする人の能力というのが1つ入ってきます。能力のある人は、同じ1つの仕事をやるのにも少ない人数でできますし、それから能力の少ない人は、やはりたくさんいないとできない。何ををもって適正とするかという判断はですね、まあこれ、それぞれの判断基準がいろいろあるかと思いますが、やはりこの辺ですね、本当にその、いわゆる仕事をですね、やらせる方の能力アップをした状態で、なおかつ、この人たちだけで充分よということにならないと、能力の無い人を、たくさんいるから置いとくよということであったら、適正化の、本来の適正化とはちょっと意味が変わっちゃうんじゃないかなと。で、人数だけじゃなくてですね、いわゆるそこへ能力というものを、もう1つ考えをプラスして、そこへ、いわゆる先ほどから話が出ておる教育ということを加味しながらですね、やっていただきたいなと。そうしないと、本当の適正化にならないのと違うかなという思いがします。

福本会長

以上ですね、ご質問を終結をさせていただきます。今日ですね、全て47項目ですが、全てにわたりましてですね、今日が最終でございましたけれども、47項目全て審議をいたしました。ご意見、ご質問、また貴重なご教授をいただきまして、本当に心から御礼を申し上げます。次回はですね、今まで出ました、いろんな意見をまとめていきたいなと思っておりますので、それをできたら事務局の方で一覧表にしていただいて、その分を次回検討していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。それでは議事は、次はその他でございますが、何かありますか。

事務局

ありません。

福本会長

ございませんか。それでは、次回の開催予定について事務局お願いします。

事務局

今回はですね、一応、12月を目標にやってまいりましたので、ここで少し早くなりますけれども、11月の25日の金曜日にですね、来週の金曜日になりますけれども、お願いしたいと思います。

福本会長

よろしいですか。それでは25日の13時30分ということで、次回ですね、いろんな意見の取りまとめということでしますので、よろしく願い申しあげます。これをもちまして、第9回の行財政改革推進委員会を終了いたします。本日は本当にありがとうございました。